

神崎市特定事業主行動計画の実施状況及び神崎市における女性の活躍状況の公表

神崎市では、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成 27 年法律第 64 号。以下「女性活躍推進法」という。)に基づき「神崎市特定事業主行動計画」を策定・実施しています。今般、女性活躍推進法第 19 条第 6 項に基づき、行動計画の実施状況を以下のとおり取りまとめましたので公表いたします。

あわせて、女性活躍推進法第 21 条の規定に基づき、神崎市における女性の活躍状況を公表いたします。

《職業生活における機会の提供に関する実績》

(1)採用した職員に占める女性職員の割合

	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
一般事務	33.3%	61.5%	50.0%	60.0%	66.7%

(2)採用試験の受験者の総数に占める女性の割合

	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度
一般事務	33.8%	52.3%	51.8%	55.7%

(3)職員に占める女性職員の割合

	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
一般行政職等	21.9%	23.7%	23.8%	24.4%	26.9%
技能労務職	50.0%	50.0%	33.3%	0.0%	0.0%
福祉職(保育士)	96.7%	96.8%	96.9%	97.1%	97.0%
医療職	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
保健・看護職	95.8%	95.7%	96.0%	95.8%	96.2%

(4)管理職に占める女性職員の割合・各役職段階に占める女性職員の割合

	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	伸び率 (R4-H30 年度)
管理職割合	13.5%	15.6%	15.9%	15.6%	17.5%	—
部長	0.0%	9.1%	9.1%	9.1%	11.1%	11.1%ポイント
課長	17.2%	17.6%	18.2%	17.6%	19.4%	2.2%ポイント
課長補佐	9.1%	16.7%	10.0%	30.8%	33.3%	24.2%ポイント
係長	30.2%	31.7%	33.3%	32.0%	30.6%	0.4%ポイント
主事・主査	45.4%	48.1%	49.1%	49.4%	51.2%	5.8%ポイント

《職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績》

(1) 離職率(令和3年度)

	離職率	離職者の年代別割合							
		20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59
男性職員	1.9%	0.0%	0.0%	0.0%	5.6%	0.0%	0.0%	5.6%	7.1%
女性職員	1.9%	0.0%	0.0%	0.0%	5.0%	0.0%	0.0%	8.3%	0.0%

(2) 男女別の育児休業取得率

	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度
一般事務(男性)	25.0%	0.0%	11.1%	0.0%
一般事務(女性)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(3) 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率並びに合計取得日数の分布状況

	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度
合計取得率	75.0%	80.0%	66.7%	42.9%
5日以上取得率	0.0%	10.0%	0.0%	14.3%

(4) 超過勤務の状況(令和3年度)

i) 一人当たり一月当たりの平均超過勤務時間

本庁勤務職員	本庁外勤務職員
20.0 時間	3.3 時間

ii) 上限を超えて勤務した職員数(延べ人数)

本庁勤務職員	本庁外勤務職員
269 人	14 人

(5) 年次有給休暇の取得日数の状況(令和3年1月1日～令和3年12月31日)

平均取得日数	取得日数が5日未満の職員割合
7.7 日	60.2%